

負担限度額認定の金額が変わります

負担限度額認定とは

施設サービスを利用するときは、サービス費の自己負担分(1～3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。そのうち、居住費と食費は、所得に応じた自己負担の上限額(限度額)が設けられており、限度額を超える分は、介護保険から施設に直接給付されます。

給付を受けるには、市への申請が必要です。申請をしていない月は、居住費・食費の減額は受けられません。

対象者は、「世帯員全員が市民税非課税」であり、かつ、「預貯金要件」にあてはまる人で、以下の区分に分けられます。

1日当たりの居住費・食費の自己負担限度額【()内の金額は、介護老人福祉施設・ショートステイ利用の額】

【令和5年度(令和4年8月1日～令和6年7月31日)まで】

負担段階	所得要件	預貯金要件	居住費				食費	
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	施設入所	ショートステイ
第1段階	生活保護者 老齢福祉年金受給者	【単身】1,000万円以下 【夫婦】2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円	300円
第2段階	収入(※1)が 80万円以下の人	【単身】650万円以下 【夫婦】1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円	600円
第3段階 ①	収入(※1)が80万円超 120万円以下の人	【単身】550万円以下 【夫婦】1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円	1,000円
第3段階 ②	収入(※1)が 120万円超の人	【単身】500万円以下 【夫婦】1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円	1,300円
第4段階	上記以外の人(※2)		1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円	1,445円	1,445円

※第1段階の多床室以外の居住費の負担限度額及び基準費用額が60円引上げられます。

【令和6年度(令和6年8月1日～)】

負担段階	所得要件	預貯金要件	居住費				食費	
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	施設入所	ショートステイ
第1段階	生活保護者 老齢福祉年金受給者	【単身】1,000万円以下 【夫婦】2,000万円以下	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円	300円
第2段階	収入(※1)が 80万円以下の人	【単身】650万円以下 【夫婦】1,650万円以下	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円	600円
第3段階 ①	収入(※1)が80万円超 120万円以下の人	【単身】550万円以下 【夫婦】1,550万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円	1,000円
第3段階 ②	収入(※1)が 120万円超の人	【単身】500万円以下 【夫婦】1,500万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円	1,300円
第4段階	上記以外の人(※2)		1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	2,066円	1,728円	1,445円	1,445円

(※1)収入＝前年の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計

(※2)負担限度額認定制度の対象外です。食費・居住費は軽減されていない額になります。